



平成 30 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャストプランニング
代表者名 代表取締役社長 山本 望
(コード：4287、JASDAQ)
問合せ先 取締役 佐久間 宏
(TEL . 03 - 3730 - 1041)

当社元代表取締役鈴木崇宏による不正行為について

このたび、誠に遺憾ではございますが、当社の元代表取締役鈴木崇宏による不正行為が判明いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。投資家の皆様及び市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを、ここに深くお詫び申し上げます。

記

1 . 不正行為の概要

当社元代表取締役鈴木崇宏（以下、「鈴木氏」）は、当社連結子会社株式会社 JP パワ - の取締役を兼務し、太陽光発電事業の開発・運用の責任者をしておりました。現在、国税局の税務調査が当社及び当社連結子会社株式会社 JP パワーに対して実施されており、鈴木氏は、平成 27 年 1 月期より JP パワ - の太陽光発電事業の保守・運営に係る支出の一部を鈴木氏の知人の会社を経由して、実質的に鈴木氏自身の管理する銀行口座に還流する行為を行っている旨指摘を受けました。

国税局の税務調査における指摘を受けて、当社が調査を実施して判明した事実は次のとおりです。

鈴木氏は、平成 26 年 6 月以降、JP パワ - の太陽光発電事業における発電設備の保守・運営業務に関し、当該業務を遂行する能力を欠く知人の会社 2 社に業務を発注し、実際には当該業者による業務の履行がほとんどないにもかかわらず当該業者へ費用を支出し、当該費用の大半は最終的に鈴木氏が管理する銀行口座に送金されておりました。JP パワ - より鈴木氏の知人の会社 2 社に支出された金額の総額は、現在判明している金額でおよそ 1 億 8 千万円であることが客観的資料により確認できており、鈴木氏本人の供述等によると、このうち 1 億円を超える金額が鈴木氏が管理する口座に送金されているとのことですが、この点については現在調査中です。

2 . 当社グループの対応

本日の取締役会にて、鈴木氏を解任し、刑事告訴の手続きをとることを決定いたしました。当社グループでは、平成 27 年 1 月期より本日現在まで、当社連結子会社株式会社 JP パワ - より鈴木氏の知人の会社に支出した金額の総額を鈴木氏に対する貸付金として処理いたします。鈴木氏より、最終確定金額が確定した時点で、できるだけ早くその全額を弁済する申し出を受けております。また、鈴木氏の同意を得て、鈴木氏の財産に対する担保権を設定いたしました。

3. 業績に与える影響

当社連結子会社株式会社 JP パワ - から鈴木氏の知人の会社を経由して支出された金額につきまして、取引が開始された事業年度より鈴木氏に対する貸付金に振り替える処理を行います。これまで支出された金額は、太陽光発電事業の保守・運営に係る支払手数料と資本的支出として固定資産として計上されておりましたので、支払手数料、減価償却費の戻入、固定資産の戻入の会計処理を平成 27 年 1 月期より過年度遡及して訂正しご報告いたします。なお、鈴木氏に対する貸付金につきまして、本人より全額の弁済の申し出受け、担保権を設定している状況から、今回の一連の不正行為にかかわる金銭的な損害は発生しないと認識しております。当該会計処理に伴う有価証券報告書の訂正等及び詳細につきましては確定次第速やかにご報告いたします。

4. 今後の対応について

国税局の指摘に対しまして、鈴木氏本人がその事実を認めていること、当社グループの調査においてもその取引事実と実態を確認できたことから、最終確定金額が確定した時点で、すみやかに修正申告を行います。

当社では、国税局より指摘をうけた時点で内部調査委員会を立ち上げ、原因の究明に取り組んでおります。調査委員会は、調査委員長 LM 法律事務所弁護士、調査委員 LM 法律事務所弁護士 1 名、当社社外監査役 2 名、当社取締役公認会計士佐久間宏、当社常勤監査役 1 名で構成し、必要に応じて当社各部門のスタッフの協力を得て、9 月第 1 週をめぐり、不正行為の取引経緯、原因分析、再発防止策の詳細につきまして、調査報告書によりご報告いたします。

以上